

各社会福祉施設の長 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について
本道の新型コロナウイルス感染症対策については、日頃から格別の御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応については、重症化リスクが高い高齢者等が多く生活していることを踏まえ、5類移行後も、入院が必要な高齢者等が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等への支援を継続してきたところですが、この度、国から標記通知があり、本年4月以降は幅広い医療機関で新型コロナの患者の入院受け入れや診療等を行うこととなることから、これらの支援については、本年3月末までで終了となります。

なお、これに伴い、令和5年4月27日付け感染症第404号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う高齢者施設等における対応について(依頼)」で依頼していた、「2 道における対応」及び「3 施設内で陽性者が発生した場合等の報告について」については、本年3月をもって終了しますが、必要時、保健所や施設所管課へ相談いただくなど、引き続き、平成17年2月22日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づき対応願います。

今後も新型コロナに限らず、高齢者施設等において感染症が発生した場合には、感染対策を徹底しながら福祉サービスを提供する必要があるため、新型コロナの経験も踏まえ、引き続き、各施設における適切な対応についてよろしくお願ひします。

また、介護職員等派遣事業実施要綱及び社会福祉施設等の集団感染発生等に伴う現地支援対策本部設置要綱は本年3月末をもって廃止します。

記

1 添付資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について(令和6年3月5日付け事務連絡)
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する特例措置について(令和6年3月5日厚生労働省公表資料)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の公費支援に関するリーフレットについて(令和6年3月5日付け事務連絡)
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う高齢者施設等における対応について(依頼)(令和5年4月27日付け感染症第404号)
- (5) 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日付け厚生労働省通知)

感染症対策課感染症係・保健所支援 (011) 206-6178 (直通)
地域福祉課法人運営係 (011) 204-5268 (直通)
障がい者保健福祉課事業指導係 (011) 204-5075 (直通)
高齢者保健福祉課事業運営係 (011) 204-5935 (直通)